

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載
 【部門区分】第6部門第2区分
 【発行日】平成21年3月5日(2009.3.5)

【公開番号】特開2007-206401(P2007-206401A)
 【公開日】平成19年8月16日(2007.8.16)
 【年通号数】公開・登録公報2007-031
 【出願番号】特願2006-25410(P2006-25410)
 【国際特許分類】

G 0 3 G 15/16 (2006.01)

B 3 2 B 25/08 (2006.01)

G 0 3 G 15/00 (2006.01)

【F I】

G 0 3 G 15/16

B 3 2 B 25/08

G 0 3 G 15/00 5 5 0

【手続補正書】

【提出日】平成21年1月16日(2009.1.16)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

ゴム材料を含有する基材と、該基材上に形成される表面層とを有し、表面の75度鏡面光沢度Gs(75°)が、プロセス方向及びスラスト方向ともに75~90の範囲であることを特徴とするベルト状導電性部材。

【請求項2】

前記基材が、ゴム材料として合成ゴムを含有してなることを特徴とする請求項1に記載のベルト状導電性部材。

【請求項3】

前記基材が、カーボンブラック及び/または金属酸化物を含有することを特徴とする請求項1または2に記載のベルト状導電性部材。

【請求項4】

請求項1~3のいずれか1項に記載のベルト状導電性部材を備えることを特徴とする画像形成装置。

【請求項5】

前記ベルト状導電性部材の表面をクリーニングするクリーニングブレードをさらに備えることを特徴とする請求項4に記載の画像形成装置。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0041

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0041】

前記粒子状導電剤の添加量は、所望のベルト抵抗値を得るために表面層110の体積抵抗率を 10^9 cm以上とすることができる範囲とすることが好ましく、添加量は添加する導電性粒子によって異なるため規定できないが、前記の各種樹脂を用いる場合には、添

加量は樹脂固形分 100 質量部に対し 1 ~ 150 質量部の範囲とすることが好ましい。